

## 豊田市意思疎通支援事業 経過措置について

令和6年4月1日の豊田市意思疎通支援事業実施要綱の改正に対する経過措置は、次のとおりとする。

### 1 経過措置として派遣の対象とする内容

- (1) 生活に不可欠であり、特に説明を要する契約等
- (2) 公的医療保険制度が適用されない医療サービス
- (3) 教育・保育に関すること。
- (4) 就職に関すること。
- (5) 教養・自己啓発（申請者1人当たり1年間につき48回までに限る。）
- (6) 冠婚葬祭
- (7) 公的機関（豊田市が行うものを除く）が行う事業

### 2 申請者

原則、事業者が申請する。ただし、事業者が申請をしない場合は、聴覚障がい者の申請を可とする。

### 3 費用負担

無料とする。

### 4 適用期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで。ただし、必要に応じて見直す。

### 附則

この要綱は、令和6年3月14日に策定。令和6年4月1日から適用。